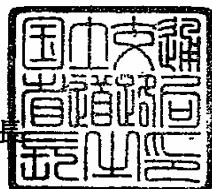


六

国道交第98号
平成17年3月31日

日本道路公団総裁 殿

国土交通省 道路局長



道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の通行制限について（通知）

標記については、水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する車両の通行制限の緩和について有識者等による検討会において検討してきたところであるが、このたび、別添のとおり報告がなされたので、標記通行制限に係る公示内容について検討されたい。

なお、公示内容を見直す場合における、国土交通大臣あての協議は不要であることを念のため申し添える。

燃料電池自動車に係るトンネル内における安全性検討委員会報告（抜粋）

1. 運搬される車両が以下の要件を満たす車両であること

- (1) 高圧ガス保安法に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器等例示基準またはそれと同等の基準を満たす容器であること。
- (2) 道路運送車両法に基づく車両の保安基準またはそれと同等の基準を満たす車両であること。

2. 次の条件を満たすトンネルであれば、安全性の確保は可能であることが確認された。

一方通行であり、火災時に熱の遡上のない換気風速を確保でき、なおかつ火災の下流側に車両が滞留しないこと。

3. 上記条件を満たさない場合でも、道路管理者による適切な防災施設の運用により安全性は確保されると考えられる。

水素の放散を防ぐ事ができる水噴霧施設の運用が可能な場合。

4. トンネルの要件以外においても、個々のトンネルの実態に応じた条件を付す等、道路管理者の判断により緩和を行うことも考えられる。

- (1) 交通量が少ないこと
- (2) 短いトンネルであること
- (3) 渋滞の少ない時間帯に限ること
- (4) エスコート方式の採用 等

5. その他の事項

- (1) 火災時における利用者の避難後においても、消火活動等トンネル内で作業する必要があると考えられることから、二次災害を防止する観点から以下のような手段を講じることを検討すべきである。

①道路管理者等が、トンネル内又はトンネル内に設置されているモニターカメラ等により、水素を燃料とする自動車を積載した車両が存在することを確認できるように、輸送用車両にその旨を表示すること。

②水素を燃料とする自動車を輸送している車両をやむなくトンネル内に放置してドライバーが避難する場合には、ドライバーは非常用電話等を利用し、道路管理者等へその旨を通報すること。

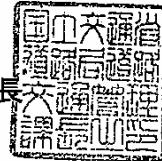
- (2) 水素を燃料とする自動車の技術開発状況を勘案しつつ、必要に応じた見直しを行うこと。特に、普及段階においては、圧縮水素の圧力が70MP程度になると考えられ、その際にはあらためて、シミュレーション等を実施し、制限の見直しを行うこと。

- (3) 将来、水素を燃料とする自動車が、既存のガソリン等を燃料とする自動車に取って代わるような時代が到来する場合においては、トンネルの防災施設全般を再点検することも必要と考える。

国道交第98-2号
平成17年3月31日

日本道路公団
保全交通部長 殿

国土交通省道路局
道路交通管理課長



水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する車両の
通行規制の緩和について（通知）

標記については、平成17年3月31日付け局長通知において、有識者による検討結果報告書を送付し、検討を依頼したところであるが、当職としては、当該報告書に拠り、保安基準等の基準を満たし、かつ、圧縮水素自動車燃料装置用容器等例示基準を満たす完成車両を輸送する車両について、下記1のトンネルを通行する場合においては、安全性が確保されており、制限緩和が可能なものと判断する。なお、下記2のトンネルについては、各道路管理者において、防災施設の設置状況、交通量等を勘案し、地元消防等と調整の上、制限緩和の検討を行うよう、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 関東地方整備局 空港北トンネル（国道357号）
日本道路公団 恵那山トンネル、関越トンネル、肥後トンネル、加久藤トンネル、東京湾アクアトンネル
首都高速道路公団 羽田トンネル、千代田トンネル、八重洲トンネル、東京港トンネル、桜木町トンネル、空港北トンネル、多摩川トンネル、川崎航路トンネル
愛知県道路公社 衣浦トンネル
大阪府・奈良県道路公社 阪奈トンネル
川崎市 川崎港トンネル
神戸市道路公社 新神戸トンネル
2. 日本道路公団 関門トンネル、名東トンネル、守山トンネル、袴腰トンネル
高知県・愛媛県 寒風山トンネル
山梨県道路公社 雁坂トンネル